平成２８年（フ）第１８９号
宮崎市花山手西２丁目29番地６
債務者　中原　美江
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３号
宮崎県日南市瀬西１丁目３番11号
債務者　川越祐美子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第７８号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7163番地３
債務者　井手　　歩
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県奄美市名瀬朝日町12番地１（前山ストアー２Ｆ）
債務者　今畑キヨ子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４７号
鹿児島県出水市上鯖渕2380番地
債務者　金坂　美幸
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
石川県加賀市柏野町ト83番地１
債務者　辻　　啓子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１７号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台４丁目５番10号
債務者　齋藤　貴史
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂1530番地
債務者　宇野　将太
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
島根県浜田市熱田町636番地６（１―304)、前住所島根県浜田市金城町小国イ238番地続１
債務者　河崎　聡子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３３号
広島県呉市上長迫町13番15号
債務者　藤田　浩二
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５３号
広島県竹原市東野町235番地６　サンハイツ２―201
債務者　川上　浩一
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５４号
広島県竹原市東野町235番地６　サンハイツ２―201
債務者　川上　知子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２４３号
熊本市中央区平成３丁目５番17号　ラポール平成Ⅱ107号室
債務者　亀山　裕二（旧姓本島）
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
富山県中新川郡上市町稗田１番地　稗田町営住宅３号棟322号
債務者　森田　和幸
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
富山市下大久保3260番地58
債務者　飛田ともみ
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４７号
金沢市神野町西365番地１　マーベラスＡ14号
債務者　大門　　巌
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６４号
石川県河北郡津幡町字太田い68番地　パティオ・テラヤマ101号、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端234番地１
債務者　岩下　大輔
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
金沢地方裁判所民事部